

入 札 説 明 書

令和7年1月9日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事

2 入札に付する事項

- (1) 品 名 自動音声応答転送装置及び通話録音装置
- (2) 数 量 仕様書のとおり
- (3) 規 格 等 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和7年3月14日
- (5) 納入場所 仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級又はB等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（「E01 OA機器」又は「F04 通信機器」）が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は2(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競

争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により通知する。

ア 提出期限 令和7年1月20日 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 令和7年1月9日から同月24日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）を持参、郵便又はファクシミリにより提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限 令和7年1月16日 12時00分

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ等（コピー可）を添付の上、同等品申請書を持参、郵便又はファクシミリにより提出し、県の承認を得なければならない。

ア 提出期限 令和7年1月16日 12時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

7 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和7年1月27日 10時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎 会計管理課入札室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suitou/keiri/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額

(オ) 品名

(カ) 数量等

エ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は、以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書（案） 別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の（1）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

9 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担 当 主査 笠井 悠美

電 話	0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 7 8
ファックス	0 1 7 - 7 3 4 - 8 0 1 9

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名 ⑩
(委任代理人 ⑩)

入 札 書

金 額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

品 名 自動音声応答転送装置及び通話録音装置

数 量 仕様書のとおり

注 用紙の大きさは、日本産業規格A 4縦長とする。

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	令和 7 年 1 月 9 日
品 名	自動音声応答転送装置及び通話録音装置
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和7年1月9日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 品 名 自動音声応答転送装置及び通話録音装置
- 2 業者番号及び等級格付
(業者番号： 、等級格付：)
- 3 登録営業品目

- 4 申請日現在の指名停止措置の有無
有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 青森県財務規則第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 県内に本店を有していること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者(更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

- 2 知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

納入実績証明書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和7年1月9日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品 名 自動音声応答転送装置及び通話録音装置

2 過去5年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機 種	規 格	納入年度	納入先	納入数量	備 考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

令和 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者氏名)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
- 2 同等品の申請をする場合に提出する。
- 3 同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。

青 会 管 第 号
令 和 年 月 日

殿

青森県出納局会計管理課長 印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

1 品 名 自動音声応答転送装置及び通話録音装置

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(参考様式)

委 任 状

令和 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所

商号又は名称

職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 自動音声応答転送装置及び通話録音装置

入札（見積り）期日 令和7年1月27日

入札（見積り）場所 青森県庁舎 会計管理課入札室

仕 様 書

1 事業概要

電話交換業務等効率化に向け、自動音声応答転送装置等を導入するもの。

2 納入物件名

- (1) 自動音声応答転送装置（以下「転送装置」という。） 3組
- (2) 通話録音装置（以下「録音装置」という。） 26台

3 納入（設置）場所

- (1) 青森市新町二丁目3番1号 青森県警察本部(転送装置 1組、録音装置 2台)
- (2) 青森市安方二丁目15番9号 青森警察署(転送装置 1組、録音装置 12台)
- (3) 八戸市城下一丁目16番25号 八戸警察署(転送装置 1組、録音装置 12台)

4 納期

令和7年3月14日（金）

※ 令和7年4月1日から稼働できるよう設定等を完了していること。

5 機器調達概要

転送装置は、各納入場所の代表電話に電話してきた利用者が、音声応答メッセージに従い、プッシュ操作を行うことによって、通話を担当係へ自動で転送させるためのものであり、そのために必要な機器の設置、接続及び設定を行うものである。

録音装置は、各納入場所の代表電話に電話してきた利用者の通話を録音するためのものであり、そのために必要な機器の設置、接続及び設定を行うものである。

6 業務仕様等

(1) 転送装置

- ア 本装置を設置する際、接続や設定等の必要な作業を行うこと。
- イ メーカー作業員による現地調整作業を実施すること。
- ウ 各機器の構成については、別紙1「機器設置配線図」を参考とすること。

(2) 録音装置

- ア 本装置を設置する際、接続や設定等の必要な作業を行うこと。
- イ メーカー作業員による現地調整作業を実施すること。

7 機器等に関する仕様

- (1) 機器に関する仕様は別紙2「機器に関する仕様」に示す仕様を満たすものであること。
- (2) 設定用パソコンの機種選定については、発注者の承認を得ること。
- (3) 基準品以外の装置を導入する場合は、発注者の承認を得ること。

8 機能に関する仕様

(1) 転送装置

ア 転送装置と既設の電話交換機（沖電気製「電子交換機(E72i)」）。以下「PBX」という。）との接続方式は内線接続し、各納入場所の代表電話への着信に応答が可能であること。

イ 警察本部の場合、転送装置は平日の執務時間外（午後5時15分から翌日午前8時30分）及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日、その他休業日）に稼働するものとし、稼働及び非稼働に係る切替操作をタイマー機能等により行えること。また、タイマーの設定変更が発注者においても可能であること。

警察署の場合は、転送装置は24時間稼働するものとする。

ウ 既設のPBX経由で着信した外線からの通話を、最大6回線分、内線電話機に転送できること。

また、1本の内線を使用したアナログフック転送とすること。

エ 利用者のプッシュ操作により通話の転送が可能であり、転送段階を2、3段階設定することで、転送先を細かく設定できること。

オ 転送装置が故障し、自動応答ができなくなった場合は、電子交換機(E72i)用中継台等に着信されること。

カ 以下の統計データを出力できること。

(ア) 案内ツリー別・転送先別の集計

(イ) 月別・日別・時間帯別の利用状況

キ 以下の音声応答処理機能を有していること。

(ア) メッセージを登録変更できること。

(イ) メッセージについては、直接音声を録音することができること及びテキストデータを合成音声に変換して登録できる機能を有していること。

(ウ) メッセージの音質については、速度や音の高低、抑揚まで調整ができ、長い文章でも聞き取りやすく、人の声に限りなく近い明瞭感が実現できること。

(エ) メッセージが途中であっても、利用者が番号を選択することによって、情報提供が可能な機能（バージイン機能）を有すること。

(2) 録音装置

ア 電話機のメーカー・機種を問わず接続できるほか、電話機により異なる受話器のモジュラー配列（ピンアサイン）をスイッチの切り替えで簡易に設定できること。

イ 録音告知機能を有し、自作・固定のアナウンスを送出できること。

ウ 録音の開始・終了は「自動録音」、「手動録音」から選択でき、スイッチの切り替えで設定できるほか、通話中以外の周囲の音声等による録音誤作動を抑制できること。

エ 録音再生は、本体操作で行えるほか、本体から再生できること。また、録音された件数、録音日時、再生時間などがLCD表示でき、録音内容の再生、録音が開始された「月日時刻」を再生前にアナウンスできること。

オ 録音媒体はSDカードとし、容量は32GBとする。

カ セキュリティ機能として、4桁以上の暗証番号の登録により、録音内容の再生が行えるほか、録音データが紛失した場合でも専用ソフトなどを使用しなければ操作できない機能を有していること。

9 設定業務等

(1) 構築及び動作確認

機器の調整及び環境設定等の必要な作業を行い、各装置が正常に動作すること。

(2) 初期設定

以下の事項について、発注者と協議の上、設定を行うこと。

ア メッセージの作成及び登録

イ 案内ツリー構成（階層及びメニュー）

ウ 年間タイマー機能

エ その他、本装置が動作するために必要な設定

10 設置業務等

(1) 各装置は、発注者が指示する場所に設置すること。

(2) 本装置及び設定用パソコンの電源を発注者の指示する場所へ接続すること。

なお、電源の延長コード等は受注者の負担において準備すること。

(3) 本装置とPBXを接続するための配線を行うこと。

ア PBXは、青森県情報通信部が所管することから、PBXとの接続工事については、発注者及び青森県情報通信部と協議し、必要なすべての措置を青森県情報通信部立ち会いの上、受注者において講じること。

イ 経由するMDFの接続端子については、発注者と協議して決定すること。

ウ 接続によりPBXの動作に不具合が発生した場合は、受注者において原因を調査し、不具合を解消すること。

11 保守業務等

保守業務については、本契約と別に契約する。

12 作業指示書の交付等

前記9及び10の作業において、発注者は受注者に作業を指示する場合、作業内容等を記載した作業指示書を交付する。

ただし、発注者は受注者に作業指示書を交付する時間 的余裕がない場合は、口頭又は電話で指示を行った後、作業指示書を交付する。

13 報告書の提出等

(1) 受注者は、本装置の設置に係る納入計画書を、契約締結後速やかに提出すること。

(2) 受注者は、本装置の設置後、操作方法等を記した手引書及び簡易マニュアルを作成し、DVD等の電子媒体及び紙（3部）にて納品すること。また、運用を開始するために必要な教養を発注者に対して行うこと。

- (3) 受注者は、作業指示書に基づく作業を完了した際、作業完了報告書を作成し、作業内容の詳細を記した資料とともに、速やかに青森県知事宛てに提出すること。

14 その他の留意事項

- (1) 受注者は、業務を行うために必要な機器、付属品、ケーブル類等が別途生じた場合には、発注者と協議し、その結果発注者が必要と認めた場合、本仕様書に記載がなくとも、受注者の負担において納入すること。
- (2) 作業に際し、本仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者の協議により決定することとする。

15 受注者の遵守事項

(1) 守秘義務

本契約に関連して知り得た業務上の情報は、本契約の期間中はもとより、本契約終了後も第三者に漏らさないこと。

(2) 業務の管理

ア 発注者が本契約に基づき提供する情報（以下「業務情報」という。）及び本業務に関する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）は、特に厳重な取扱いを行うこととし、その保管管理につき、発注者に対し一切の責を負うこと。

イ 発注者の指定する場所に本契約履行のために持ち込む物品は、適正に管理すること。また、発注者の承諾なく、その場所から物品、業務資料等を持ち出さないこと。

ウ 業務情報及び業務資料を本契約の履行その他発注者の指定した目的以外に使用しないこと。

エ 業務資料は、本契約が終了したとき又は発注者が廃棄・返還を求めたときは、発注者の指示に従い直ちに廃棄又は返還すること。

オ 発注者の承諾なく、業務資料の複製・複写をしないこと。

仕様書最終確認

担当者：

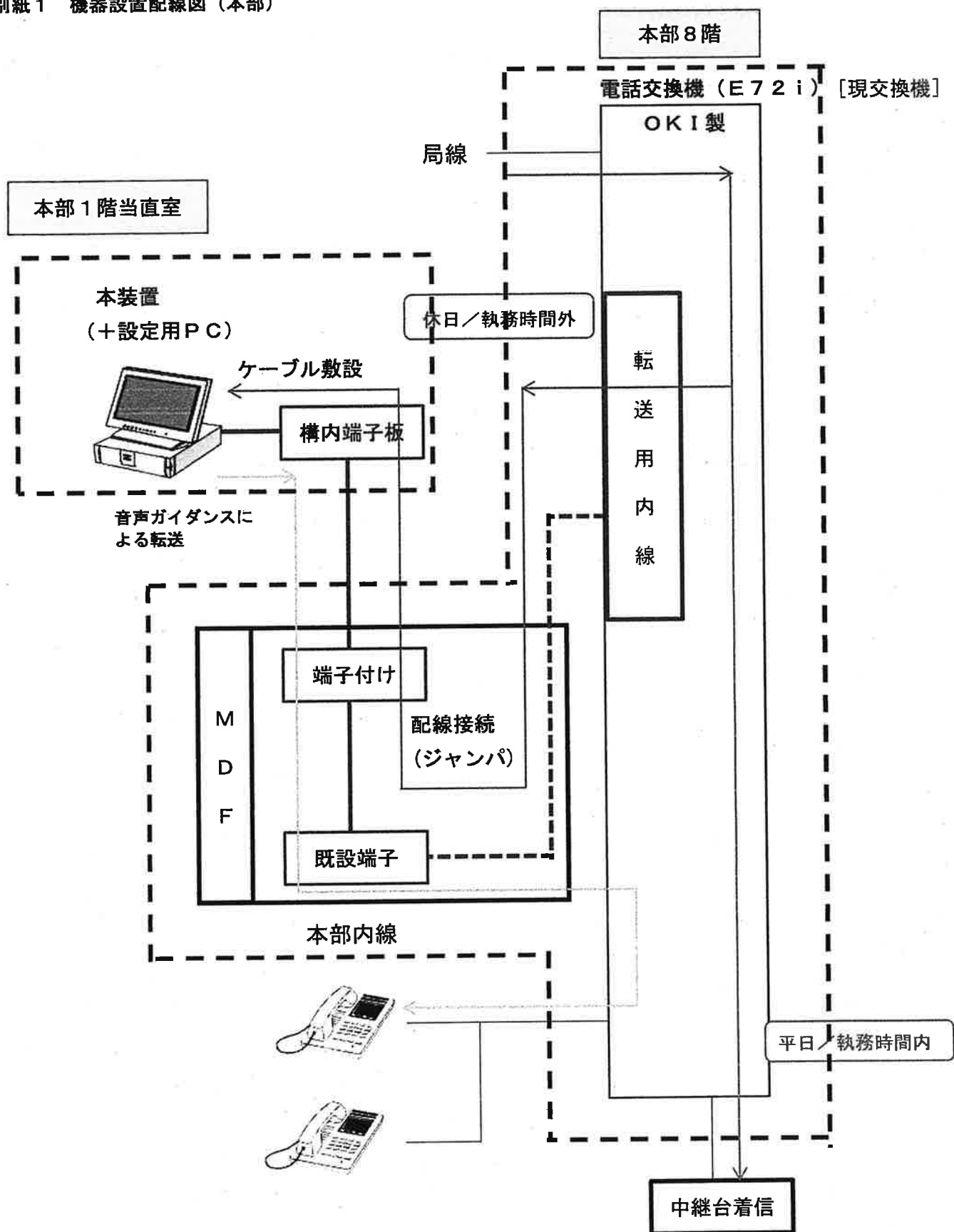
警務課・鈴木巧

連絡先：

017-723-4211

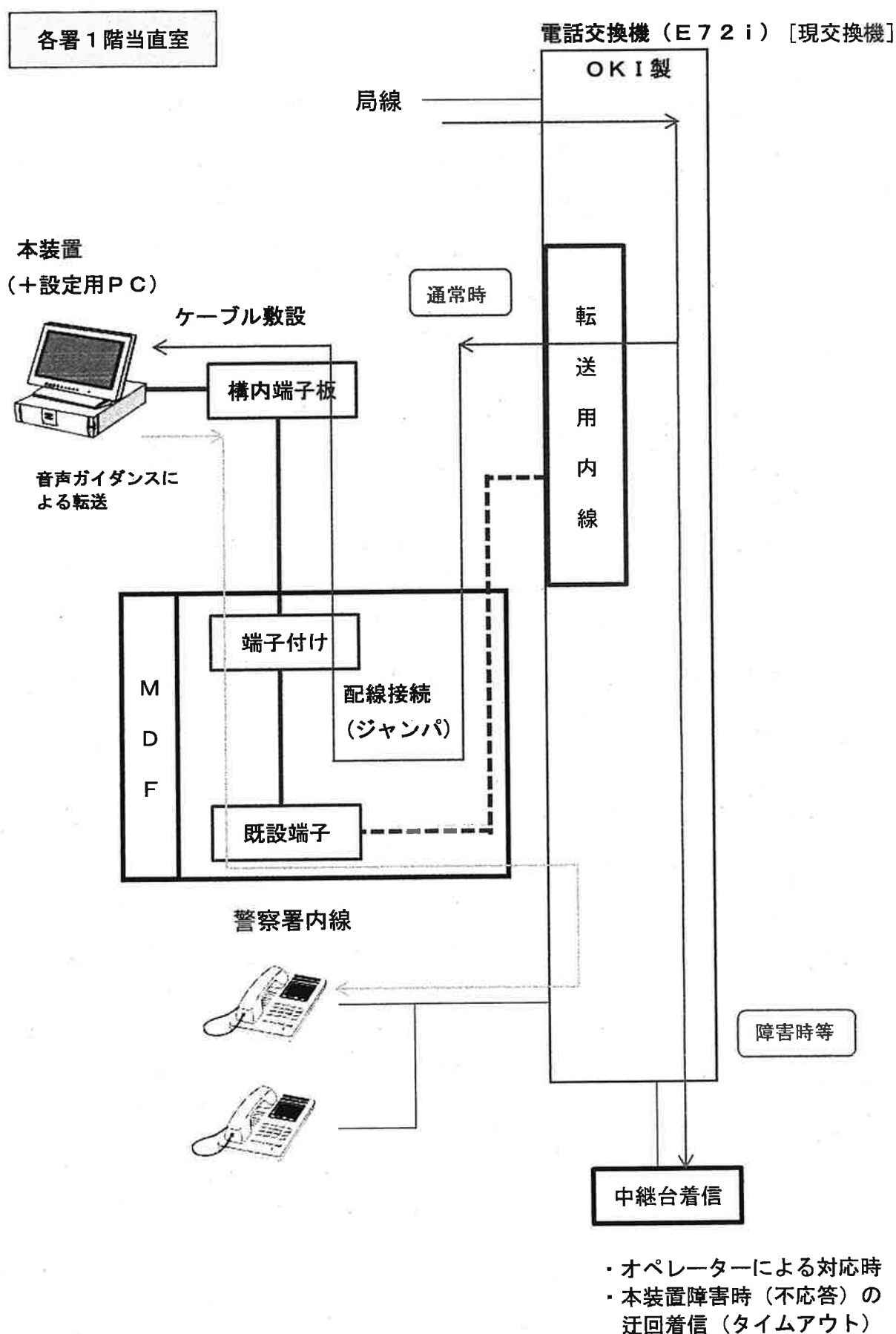
内線(2654)

別紙1 機器設置配線図(本部)



- ・オペレーターによる対応時
- ・本装置障害時(不応答)の迂回着信(タイムアウト)

別紙1 自動応答装置構成図（警察署）



別紙2 機器に関する仕様

(1) 自動音声応答転送装置 3組

ア 基準品「株式会社タカコム製 IVR-2430Ⅱ」 3台

電話回線		収容回線数	6回線以上
		グループ数	4グループ以上(集計データのみ)
		回線種別(L1, L2側)	アナログ一般回線(ナンバーディスプレイ対応) /構内交換機アナログ内線
		回線種別(T1, T2側)	アナログ回線、アナログダイヤルイン回線 (ナンバーディスプレイ対応)
録音再生		作成方法	音声合成、マイク録音、音声ファイル取込
		録音媒体	フラッシュメモリーカード
		サンプリング	8bit、8kHz
		メッセージ数	249ch
		録音時間	60分
音声入力		マイク入力端子	600Ω不平衡、-55dBm、3.5mmジャック
		テープ入力端子	50kΩ不平衡、0dBm、3.5mmジャック
制御出力		アラーム端子	無電圧メーク/ブレーク出力 (接点容量：DC30V、500mA以下)
		時刻修正端子(OUT)	無電圧メーク/ブレーク出力 (接点容量：DC30V、500mA以下)
制御入力		外部制御端子	無電圧メーク接点(接点容量：DC10V、10mA以上)
		時刻修正端子(IN)	無電圧メーク接点(接点容量：DC10V、10mA以上)
LAN接続 端子		通信プロトコル	TCP/IP
		インターフェース	10BASE-T/100BASE-TX
データ作成		ソフトウェア	設定用パソコンで動作可能なもの
		記録媒体	設定用パソコンで動作可能なもの
転 送	動作 モ ー ド	選択転送	転送パターン：20、選択番号：1/2桁
		ツリー転送	転送パターン：2、ツリー階層：2/3階層
		ダイレクト転送	入力桁数1～8桁
		お待たせ	通常/選択呼出、コールクリーニング
		応答専用	応答専用案内：10種類
	転送先登録数		100
	転送方式		ダイヤルイン転送、フッキング転送
年間 タイマー		有効年数	5年間
		曜日スケジュール	日～土曜日：各1種類(登録ステップ：30/曜日)
		祝日スケジュール	1種類
		特定日スケジュール	22種類

イ 設定用パソコン（ノート型） 3台

OS	Windows 11Pro
CPU	OSが推奨する動作環境以上に適合
メモリ	OSが推奨する動作環境以上に適合
ソフトウェア	Microsoft Excel 2019
ハードディスク	300MB以上の空き容量
サウンド	Waveファイルが再生可能
ディスプレイ	1024×768以上
USB	2.0/1.1
LAN	TCP/IP、10BASE-T、100BASE-TX
ドライブ	DVD対応
持ち出し防止機能	セキュリティワイヤーが取付け可能であること。
ウイルス対策ソフト	設定用パソコンには、ウイルス対策ソフトをインストールの上、納入すること。

《参考製品》

メーカー名	NEC
メーカー型番	PC-VKL44FB6J3JL
シリーズ名	VersaPro
商品名	VersaPro タイプVF (Core i3-1215U/8GB/SSD256GB/DVDスーパーマルチ/Win11Pro64/Office personal 2021 デジタルアタッチ版/15.6型)
ウイルス対策ソフト	トレンドマイクロ社製/ApexOneセキュリティエージェント

(2) 通話録音装置 26台

基準品「株式会社タカコム製 VR-D179」

接続方法 (音声入力方法)	受話器接続	受話器モジュラー端子（モジュラー配列（ピンアサイン）切替え可）
	外部入力接続	3.5mmモノラルミニジャック インピーダンス15kΩ又は16kΩ
録音	録音媒体	SDカード（128MB～2GB）、SDHCカード（4GB～32GB）
	録音方式 (起動方式)	自動録音（音声機動）/手動録音
	最大ファイル	9999個（1枚のSDカードに保存できる最大数）
録音告知		手動送出
時計精度		月差±60秒（通電時25℃）

USB	インターフェース (電源供給)	USB2.0ミニBコネクタ
電源及び消費電力		AC100V±10V (専用電源アダプタ) 最大4.5W
寸法 (幅×奥行×高さ)		180×260×15mm (ゴム足含まず)
質量		約440 g
添付品		本体、電源アダプタ、SDカード、セキュリ ティカバー、モジュラーコード20cm、取扱説明 書 (保証書) 各 1

物 品 売 買 契 約 書 (案)

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、第2条（ ）及び第11条（ ）を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

（1） 物品の名称等

- ア 名 称 自動音声応答転送装置及び通話録音装置
- イ 数 量 別紙仕様書のとおり
- ウ 規 格 等 別紙仕様書のとおり

（2） 金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）

なお、契約金額の内訳は別紙内訳書のとおりとする。

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（1） 納入期限 令和7年3月14日

（2） 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行

うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗し損じたことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第8条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金(既納部分に係るものを除く。)の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

(契約不適合責任)

第9条 受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償(以下「履行の追完等又は損害賠償」という。)の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から1年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。
- (2) 第7条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第1項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第4号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第11条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第11条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 第8条第2項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

(損害賠償)

第12条 発注者は、第10条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第13条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(紛争の解決方法)

第14条 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

2 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

受注者



発注者

青森県知事

宮下 宗一郎



別紙

(内訳)

	規格	単価	数量	単位	計
自動音声応答転送装置	仕様書のとおり ()		3	台	
設定用パソコン(ノート型)	仕様書のとおり ()		3	台	
通話録音装置	仕様書のとおり ()		26	台	
諸経費			1	式	
小計					
消費税及び地方消費税					
合計					

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。